

## 愛媛大学若手研究者キャリア支援事業実施要項

平成25年 7月 1日  
学長裁定

### (趣旨)

第1 愛媛大学若手研究者キャリア支援事業（以下「若手キャリア支援事業」という。）は、研究力強化策の一環として、出産・育児負担により研究時間の確保が困難な研究者に対してキャリア支援事業研究支援員（以下「研究支援員」という。）を派遣することにより、その研究活動を維持・促進することを目的とする。

### (応募資格)

第2 若手キャリア支援事業に応募できる者は、本学の研究者（科学研究費補助金研究者番号を取得している研究者をいう。ただし、大学院に在学する者及び日本学術振興会特別研究員DC1・DC2の者を除く。以下同じ。）のうち、妊娠中又は小学校6年生までの子を養育している研究者とする。ただし、産前・産後の特別休暇中及び育児休業中は、利用できない。

### (申請)

第3 申請は、別に定める申請書類により、第1次募集〔研究支援員配置期間：4月1日～3月31日〕にあっては前年度の1月、第2次募集〔研究支援員配置期間：10月1日～3月31日〕（ただし、応募できる者は、第1次募集以降に前項の要件を満たす者等）にあつては当該年度の7月の所定の期間内に行う。

2 申請者は、所属研究室等に研究支援員が配置されるため、当該研究室等の構成員に十分相談の上、申請しなければならない。

### (審査方法等)

第4 審査に当たっては、次の各号に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) 育児等による研究従事の困難度
- (2) 研究支援員経費について他の資金による代替の可能性
- (3) 研究活動の現状及び今後の推進見込み
- (4) 研究支援員の配置による、優れた研究活動の推進と育児等の両立への貢献

### (審査委員会の設置及び審査の付託)

第5 学長は、第3に基づき申請があったときは、若手研究者キャリア支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査を付託する。

### (審査委員会)

第6 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) ダイバーシティを担当する理事、副学長又は学長特別補佐
- (2) ジェンダー協働推進センター長
- (3) ジェンダー協働推進センター副センター長
- (4) その他ダイバーシティを担当する理事、副学長又は学長特別補佐が必要と認めた者若干名

2 審査委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

### (採択の決定等)

第7 学長は、審査委員会からの報告に基づき、採択者及び研究支援員配置時間を決定し、申請者に結果を通知する。

(成果報告)

第8 採択者及び当該研究支援員は、配置期間終了後、1週間以内に、別に定める研究支援員配置成果報告書を提出するものとする。

(研究支援員)

第9 研究支援員の業務内容、配置時間、選考方法、雇用等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10 この要項に関する事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第11 この要項に定めるもののほか、若手キャリア支援事業に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年6月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年12月10日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年6月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年12月9日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年6月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年7月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。